

- 静岡県では各公立小中学校にスクールカウンセラーを、各市町にスクールソーシャルワーカーを配置しています。悩みや困ったことがあれば、ぜひスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談してください。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの面談を希望する場合は、まずは、各学校に問い合わせをお願いします。

＜スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの業務内容＞

項目	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
業務	<p>＜児童生徒・保護者が対象＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒への面接相談</li> <li>・面接相談等に関する教職員及び保護者に対する助言援助</li> <li>・面接相談に関する情報の収集及び提供</li> <li>・教職員の研修における指導助言</li> </ul>	<p>＜児童生徒、教職員、地域等周辺環境への働きかけ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題を抱える児童生徒の周辺環境への働き掛け</li> <li>・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整</li> <li>・学校内におけるチーム体制の構築、支援</li> <li>・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供</li> <li>・教職員等への研修活動</li> </ul>
資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士</li> <li>・精神科医</li> <li>・児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務の者に限る。）の職にある者又はあった者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者</li> <li>・教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有し、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等があり、職務内容を適切に遂行できる者</li> </ul>
配置の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリング等を通して、子どもたちの悩みや抱えている問題の解決に向け支援する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと子どもを取り巻く環境に働き掛け、家庭、学校、地域の橋渡しを行うなどにより、悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する</li> </ul>

SC・SSWに共通する校内業務

- ・相談活動（子ども、保護者、教員など）
- ・子ども・保護者・教員間の橋渡し（中立的な立場から）
- ・支援計画の立案（専門性にもとづいた助言をする）
- ・教員研修の企画・実施 など



SC 心のケア

- ・心理状態の査定（分析）
- ・心理状態の向上を目的とした助言やカウンセリング
- ・問題を予防するための心理教育（子どもへの授業など）



SSW 環境のケア

- ・成育歴や家庭環境の検討
- ・福祉制度の紹介・利用の支援
- ・関係機関との連携・調整（虐待ならば児童相談所など）

